

決議案第 1 号

堀田英雄議長に対する不信任決議

上記事項に関し、別紙のとおり決議することについて議会の議決を求める。

平成26年9月25日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 中間市議会議員 | 下川俊秀 |
| 賛成者 | 〃 | 井上太一 |
| 〃 | 〃 | 米満一彦 |

堀田英雄議長に対する不信任決議

本市議会は、堀田英雄議長を信任しない。

以上、決議する。

平成26年9月25日

中間市議会

提案理由

この数年、毎年のように発生している職員不祥事を受け、危機感を強く持った議員有志の声掛けにより、議会内に「職員不祥事再発防止のための検討会」を発足させるなど、中間市議会は一致協力して市民の皆様からの信頼回復のため、原因究明と再発防止に向けた取り組みを進めようとしているところである。そのためには当然、市民の代表として市政を監視する立場にある我々議員自らが率先して、市民の皆様には誤解や不信の念を抱かれることのないよう、高い倫理観をもって法令を誠実に遵守し、公正に行動することが求められているのは言うまでもないことである。

また、兵庫県議による政務活動費の不正な支出や山口市議の覚醒剤使用、平川市議の選挙違反、東京都議のやじ問題など、地方議員としての資質が問われる多くの不祥事に関する報道等により、議会の規律と品位の保持を求める有権者の目は、ますます厳しさを増している。

そういった中で先日、堀田議長の関係業者があたかも不正な請負契約を行っているものと思わせるような怪文書が議員全員に送付されており、差出人不明で、かつ、内容に事実と反する部分もあったとはいえ、このような疑いを受けてしかるべき指摘も含まれていた。

中間市政治倫理条例は、第19条において「議員の配偶者及び一親等の親族は、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう市が行う請負契約及び委託契約を辞退するように努めなければならない。物品納入契約について、これを準用する。」と努力義務を課している。このような時勢の折、議員は率先して法令遵守を実践し、自らを厳しく律して規範を示すべきであるにもかかわらず、堀田議長はこれを改める意向がないばかりか、その後開催された代表者会議では、この件についての説明を求める議員に対し、「関係ない、対応する必要はない」として一方的に話を打ち切ってしまった。

その後、議長あてに政治倫理条例違反が疑われるような事項に対し、明確な釈明を求めたいとの申入書が提出されたため、ようやく議員に対し説明があったが、その中で、議長の一親等の親族が経営するスポーツ店が落札した、世界遺産登録推進のために市職員が着用するポロシャツ購入の売買契約については、「電話で市から入札に参加するように要請されたため応じた。」との説明がなされた。これは「特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ示唆された」と受け取られかねない重大な行為であり、説明を受けた後も、議長に対する不信はいよいよ増すばかりである。

議長は、議場の秩序を保ち議事を整理するという、非常に大きな権限を与えられた議会を代表する職務であることから、より高い倫理観、道徳観に基づく

行動を自ら示しながら、会派を越えて中立、公平な立場で議会、議員をまとめていくことが求められる。しかしながら、市民の皆様からの信頼回復のため、議会、執行部が一丸となって今後とも不祥事の再発防止や議会改革に真摯に取り組んでいかなければならないこの大事なときに、このように足並みを乱し、誠実な説明も行わず、同僚議員や市民の皆様には不信を抱かせるような振る舞いを続ける堀田議長のもとでは、不祥事撲滅の取り組みは進展していかないと考えられるため、ここに堀田議長に対する議長不信任決議案を提出するものである。